

U12 カテゴリー登録運用細則

(目的)

第1条 この細則は、公益財団法人日本バスケットボール協会（以下、「JBA」という）基本規程の第3章 所属団体、第4章 競技者、第5章 登録および移籍に基づき、U12 カテゴリーにおける登録の運用に関して必要な事項を定める。

(対象チーム)

第2条 この細則の対象となるチームは、JBA 基本規程 第3章 所属団体、第2節 加盟チームに定める、加盟種別がU12（以下、「U12 カテゴリー」という）のチームとする。

(対象競技者)

第3条 この細則の対象となる競技者は、登録年度の4月1日時点で12歳未満の者とする。ただし、過年齢であっても小学校に就学している競技者の登録は認める。

(登録の条件)

第4条 U12 カテゴリーのチームに登録する場合は、次の1.2.の条件をともに満たすこと。

1. 競技者の主たる居住地から当該チームの主たる活動場所まで安全に無理なく集合して活動し、活動後は安全に無理なく帰宅できる範囲のチームであること。
2. 競技者の移動中の安全の確保について、当該競技者の保護者が責任をもって行える環境であること。

(雑則) 本細則の改廃は、アンダーカテゴリー部会を経て部会長が行う。

(附則) この細則は2019年4月1日より施行する。

U12 カテゴリー移籍運用細則

（目的）

第 1 条 この細則は、公益財団法人日本バスケットボール協会（以下、「JBA」という）基本規程の第 3 章 所属団体、第 4 章 競技者、第 5 章 登録および移籍に基づき、U12 カテゴリーにおける移籍の運用に関して必要な事項を定める。

（対象チーム・対象競技者）

第 2 条 この細則の対象となるチームおよび競技者は、U12 カテゴリー登録運用細則第 2 条および第 3 条に定めるチームおよび競技者とする。ただし、U15 カテゴリーのチームに所属する、登録年度の 4 月 1 日時点で 10 歳以上の競技者が、U12 カテゴリーのチームに移籍する場合は、この細則の対象競技者とする。

（移籍の定義）

第 3 条 U12 カテゴリーにおいては、これまで登録していたチームとは異なるチームに登録することを移籍とする。

1. U12 カテゴリーのチームに登録している、登録年度の 4 月 1 日時点で 10 歳以上の競技者が、U15 カテゴリーのチームに移籍する場合は、この細則の第 4 条は適用しない。
2. U15 カテゴリーのチームに登録している、登録年度の 4 月 1 日時点で 10 歳以上 12 歳未満の競技者が、U12 カテゴリーのチームに移籍する場合は、この細則を適用する。

（移籍の条件）

第 4 条 この細則の対象となる競技者の移籍は、次の 1.2. にあける「特別な事情」があれば認める。

1. 転居
2. 人間関係等のトラブル

（移籍の回数）

第 5 条 移籍の回数制限は設けない。

（移籍の承認）

第 6 条 U12 カテゴリーにおける移籍の承認は、以下の通りとする。

1. 移籍の承認は移籍元チームの所属する都道府県協会の競技会委員長が行う。
2. 競技会委員長が U12 カテゴリーのチームおよび競技者の関係者である場合は、都道府県協会が別途移籍の承認を行う者を定め、JBA U12 カテゴリー部会事務局に報告する。

（移籍の申請）

第 7 条 移籍の申請は、次の通りとする。

1. 移籍を申請する者は、「U12 移籍申請書」に必要事項を記入し、移籍元チームの所属する都道府県協会事務局に提出することをもって申請を行う。
2. 都道府県協会は、移籍の申請を受理してから原則 14 日以内に移籍の可否を申請者に通知する。
3. 移籍先チームが、移籍元チームの所属する都道府県以外の場合、登録の可否は当該都道府県協会の U12 カテゴリー部会間で情報共有の上、移籍元チームの所属する都道府県協会の競技会委員長または都道府県協会が定めた者が判断する。

（雑則） 本細則の改廃は、アンダーカテゴリー部会を経て部会長が行う。

（附則） この細則は 2019 年 4 月 1 日より施行する。